

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和7年度当初予算）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。

令和7年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 69,682千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 762,536千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	47,123	22,569	24,554	69,682
介護保険事業	175,374	10,413	164,961	
後期高齢者医療保険事業	53,051	38,813	14,238	
障害者相談支援事業	4,319	0	4,319	
重度心身障害児（者）医療事業	20,042	10,020	10,022	
障害者自立支援事業	185,567	134,893	50,674	
中山間地域介護サービス事業	12,000	6,000	6,000	
訪問入浴介護事業	4,000	0	4,000	
私立保育所運営事業	210,990	163,024	47,966	
予防接種事業	29,570	3,130	26,440	
総合健診事業	11,861	414	11,447	
母子保健事業	8,639	2,522	6,117	
合 計	762,536	391,798	370,738	69,682